



㉒-3



㉒-4



㉓-1



㊦-2



㊦-3



㊦-3



㊦-4



㊧-1



㊦29-1

f



㊦29-2

f



㊦29-3



③0-1



③0-2



③0-3

# 林地開発許可審査調書

申請者住所	伊具郡丸森町千刈場5番地2										
氏名	コープ丸森太陽光発電合同会社 代表社員 みやぎ生活協同組合 職務執行者 大越健治										
開発場所	伊具郡丸森町字手掛橋東23-1 外1字2筆										
関係林小班	232林班イ2・6・ロ1・ハ15～21・23・25～29										
開発目的	太陽光発電施設の建設			開発事業名		—					
森林率等	47.21% 残置森林率(47.21%)			法令等で定められている森林率等		25% (—%)					
面積	事業区域面積		26.5559 ha				森林経営計画有(無)				
	開発をしようとする森林面積		26.5035 ha				公益的機能別施業森林名				
	開発行為に係る森林面積		13.9918 ha				該当なし				
用途面積積	用地の現況	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画対象外民有林					計	比率(%)		
	転用後の用途		法定外公共物 (道路)	原野	雑種地	ため池	官有地 道路 水路				
	太陽光発電施設用地	9.3108						9.3108	35.06		
	造成緑地	2.8897						2.8897	10.88		
	進入路	0.0682						0.0682	0.26		
	管理用道路	0.9190						0.9190	3.46		
	調整池	0.7756						0.7756	2.92		
	排水路	0.0285						0.0285	0.11		
	その他(法定外公共物)		0.0524					0.0524	0.20		
	小計	13.9918	0.0524	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	14.0442	52.89	
	残置森林	12.5117							12.5117	47.11	
	小計	12.5117	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	12.5117	47.11	
計	26.5035	0.0524	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	26.5559	100.00		
現況	樹種及び混合歩合	その他広葉樹(75), スギ(23), アカマツ(2)									
	林齢・生育状況	25～35年生, 50～100年生, 50年生以上 普通									
傾斜	10～25度	地質		第四紀白亜紀			土壌	褐色森林土, 未熟土			
開発行為に対する関係者の意見	受益者	なし。									
	市町村	意見有り(令和2年10月5日付け丸農第396号)									
他法令の関係	他法令の許可状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災調整池設置指導要綱に係る協議 (県河川課 令和2年6月30日協議回答)</li> <li>・土地開発行為事前協議申出(丸森町 協議中)</li> <li>・道路法に係る工事施行承認等 (丸森町 協議中)</li> <li>・土壌汚染対策法に係る届出(県仙南保健所 協議中)</li> </ul>									
	事業についての認可状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備認定(経済産業省 令和元年6月4日認定)</li> <li>・系統連系接続契約(東北電力㈱ 平成30年12月20日締結)</li> </ul>									
一般的事項の審査	計画の具体性	設計図書—有 資金計画—有 信用状況—有 施工業者—他社									
	森林を使用できる権利(面積割)	所有権 地上権 使用承諾 賃貸契約 その他( )									
	開発を要する権利及び手続者の状況	地上権 地役権 抵当権 根抵当権 その他( ) 該当なし									
	その他	最小限度面積か	必要最小限度の面積と認められる								
		全体計画との関連	当該開発計画が全体計画である								
		開発協議書の締結・同意書	問題なし								
周辺森林施業に及ぼす影響		問題なし									
残置又は造成森林の管理	開発中・開発後ともに申請者(施工業者)が管理を行う。										

1 災害防止工の審査	土工事	⊙	不適	切盛土量については、残土の発生はない計画であり、また、盛土を実施する場合には、必要に応じ段切工を施工し、盛土と現地盤の密着を図り、沢部には暗渠工を実施する計画であるため、土工事については、適当であると認められる。
	法面工事	⊙	不適	切土法面勾配は1:1.5以上、盛土法面勾配は1:1.8以上で法面を造成する計画であり、切盛土ともに5m毎に小段及び排水路を設置し、法面緑化を実施する計画であることから、法面工事については、適当であると認められる。
	防災工事	⊙	不適	場内の雨水は、可能な限り排水路により防災調整池に導入される計画であり、調整池の規模は適切である。また、工事中の防災対策も検討されていることから、防災工事は適当であると認められる。
	流末処理	⊙	不適	場外に排出される雨水の流末処理は適切であり、放流先である関係者との協議を行っていることから、流末処理は適当であると認められる。
2 水の確保上の審査	水の依存状況	有	⊙	
	必要水量を確保するための措置	⊙	不適	下流に流下する水の流域を変更及び遮断する計画ではないことから、特に対策は講じていない。
	水質悪化の防止のための措置	⊙	不適	完成後は、防災調整池を経由して、事業区域外へ放流する計画となっており、また、工事中の対策も検討されているため、水質悪化防止対策は適当と認められる。
3 環境保全上の審査	森林率と配置	⊙	不適	森林率25%以上の残置森林等を配置する計画であり、適当と認められる。
	騒音・粉じん・植生保全に對する措置	⊙	不適	粉塵及び工事車両の安全対策が検討されている計画となっており、適当であると認められる。
	景観維持上の配慮	⊙	不適	森林及び緑地の配置は、適切な計画となっており、適当であると認められる。
4 工事の工程	⊙	不適	防災工事を先行する計画であり、適当であると認められる。	
総合判定	許 条件付許可 不許可		可 可	以上の審査結果、森林法第10条の2第2項の各号に掲げるいずれにも該当しないものと認められるため、許可が適当と認められる。
審査者職氏名④ 処理期間 現地調査年月日 調査者職氏名④ 聴取及び現地立ち会い人	環境生活部 自然保護課 みどり保全班 印 令和元年12月23日～令和 年 月 日 令和2年7月27日 自然保護課 みどり保全班 技術補佐 勝呂元、技師 奥平直人、主事 阿久津魁脩 大河原地方振興事務所 林業振興部 森林管理班 技術主査 木村 茂也 申請者: 			
審査調書添付書類	林地開発許可申請書等チェックリスト			

